

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

項目	担当班	ページ
第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	本部対策班、 両支所対策班	157
第2節 火災に関する情報の収集・伝達	本部対策班、消防対策班、 両支所対策班	159
第3節 水防	全班	161
第4節 避難の指示及び誘導	全班	167
第5節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	本部対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	178
第6節 土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保	本部対策班、 福祉保健対策班、 消防対策班	179
第7節 救出救助	福祉保健対策班、 消防対策班	180
第8節 救急医療活動	福祉保健対策班、 消防対策班	184
第9節 消防活動	本部対策班、消防対策班	193
第10節 二次災害の防止活動	全班	196

第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等

(本部対策班、両支所対策班)

風水害による生命・財産への被害を最小限に止めるため、被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかけるための情報の収集・伝達及び災害が発生するおそれがある異常な現象の通報等については、この節に定めるところによって実施する。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

市内で風水害が発生するおそれのある場合、市及び県は、住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市は、県等から警報等の発表について伝達を受けた場合(第2章第4節参照)、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、その後の気象情報等により市内で災害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、広報車、県民安全・安心メール、おおいた防災アプリ、携帯電話事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(ホームページやSNS)等の多種多様な手段を用いて住民に対して浸水や山・がけ崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強等を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

特に、避難指示等の発令時には、従来のアナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節7参照)のサイレン音を使用することを徹底する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

(伝達の例)

- * こちらは、防災宇佐市です。
- * 大雨・洪水警報が発表されました。
- * 河川が氾濫したり、山や崖が崩れるおそれがあります。
- * 停電したり、断水するおそれがあります。
- * ○○地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備して下さい。
- * 断水に備えて、飲料水をためて下さい。
- * 危険が迫っていますが、落ち着いて行動して下さい。

(2回以上繰り返す。)

2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

（1）基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市（消防機関を含む）、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。

○災害対策基本法

（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

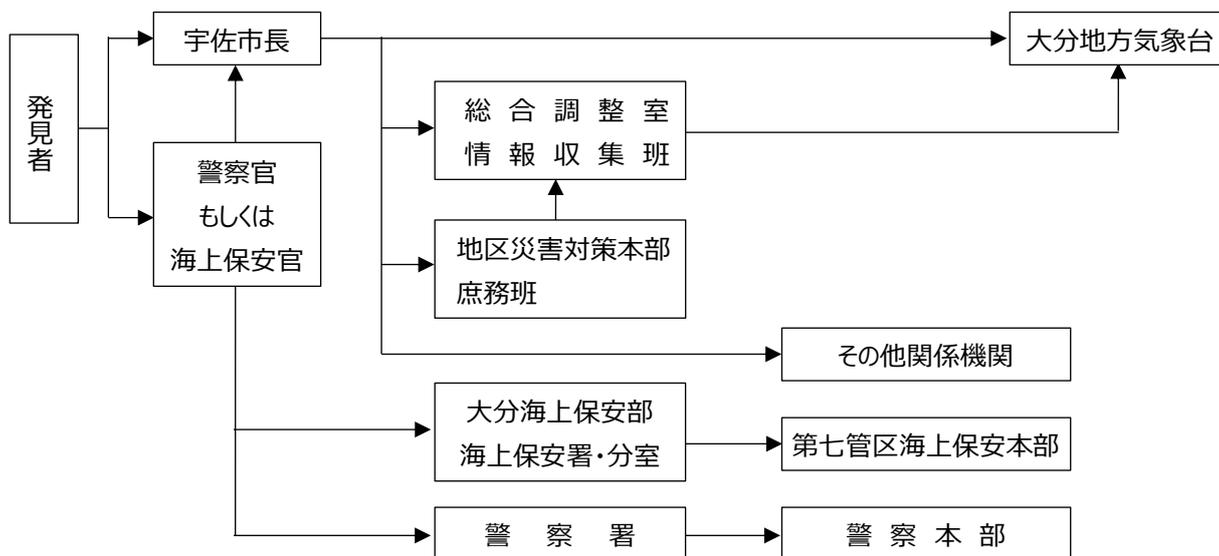
2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

（2）市の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた場合は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



第2節 火災に関する情報の収集・伝達

(本部対策班、消防対策班、両支所対策班)

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この節に定めるところによって実施する。

- 消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達
- 被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による市民の生命・財産への被害を最小限とするために、市、大分地方気象台、県は、迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

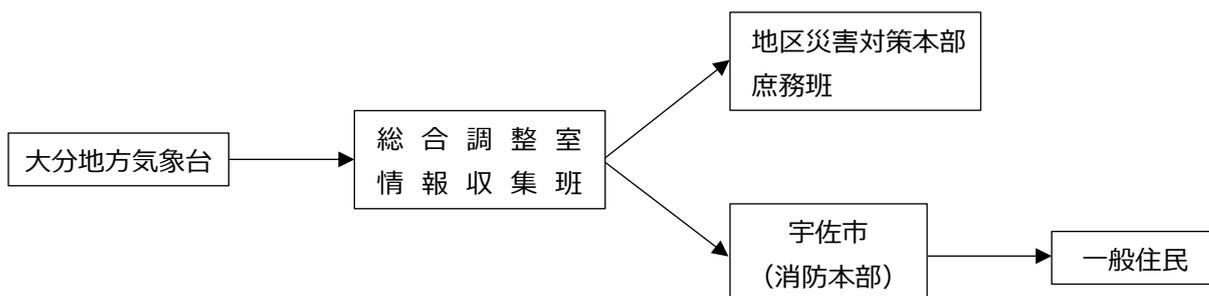
○ 火災気象通報

消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

○ 火災警報

消防法に基づいて市長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- ア. 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ. 警報信号の使用 (消防法施行規則別表第1の3)
- ウ. 主要地域における吹流しの掲揚
- エ. 防災行政無線による放送
- オ. その他広報車による巡回宣伝

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報をうけたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

(2) 市の措置

市長は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認等を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

(呼びかけの例1)

* こちらは、宇佐市です。

ただいま、乾燥注意報（火災警報）が発令されています。

空気が乾燥し、火災の起こりやすい状況です。

たき火やタバコの投げ捨ては、やめましょう。

お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。

以上、宇佐市でした。

第3節 水防

(全班)

災害対策基本法の趣旨及び水防法第33条の規定に基づき関係機関と密接な連絡のもとに、宇佐市における洪水、内水、津波又は高潮による水災を防御し、それによる被害の軽減と公共の安定の保持は、この節に定めるところによって実施する。

1 水防組織

本部長（市長）は、水防業務を担当する特別組織として、宇佐市水防本部を土木課に設置し、水防活動等を実施する。

2 水防警報指定河川及び重要水防区域等

(1) 水防警報指定河川

水防法第11条及び第13条の規定に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認められ指定された河川は、次のとおりである。

指定の種類	河川名
洪水予報河川	駅館川
水位周知河川	津房川、深見川、伊呂波川、向野川、寄藻川

(2) 重要水防区域

洪水又は高潮に際し水防上特に注意を要する区域でかつ次表に該当する区域であり、具体的に知事の指定する重要水防区域は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

種別	内容
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高をこえる箇所。 又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画天端幅に対して不足している箇所。
法崩れ、すべり	ア. 法崩れ又はすべりの実績はあるが、その対策が未施工、若しくは暫定施工の箇所。 イ. 法崩れ又はすべりの実績はないが、土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。
漏水	ア. 漏水の履歴があり、その対策が未施工、若しくは暫定施工の箇所。 イ. 漏水の履歴はないが破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水の発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。

種別	内容
水衝、 深掘れ	ア. 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが対策が未施工の箇所。 イ. 橋台、その他の工作物の突出箇所で堤防護岸の根固め等が洗われ一部損壊している箇所。 ウ. 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績はあるが、その対策が未施工の箇所。
工作物	ア. 改善処置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 イ. 橋梁その他の工作物桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。

（３）水防区域

洪水又は高潮に際し水防上注意を要する区域でかつ次に該当する区域であり、具体的に知事の指定する水防区域は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

- ア. 改修済み区間において、計画以上の洪水又は高潮が発生した場合に相当な被害が生ずるおそれがあると認められる区域
- イ. 過去に大きな発生はないが、未改修あるいは総体的に堤防が貧弱で注意を要する箇所

（４）重要浸水区域

過去10年間のうち1回の洪水又は高潮により家屋10戸以上が浸水した区域であり、具体的に知事の指定する重要浸水区域は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

（５）流木流出による水防区域

流木が橋脚や固定堰等により阻害され、水害が予想される区域であり、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

3 水防警報

（１）安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知する。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

- （２）本部長（市長）は、洪水又は高潮により被害を生じるおそれのあることを自ら知り、もしくは県水防支部長から水防警報の通知を受けたときは、直ちにその旨を関係機関に周知させるとともに、消防機関（消防団）等を準備、又は出動させるものとし、必要に応じて関係住民に連絡広報する。

- (3) 氾濫危険水位等は、別冊大分県地域防災計画資料編の水防警報対象水位観測所一覧表より次のとおりである。

【水位観測所の基準水位】

河川名	局名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
駅館川	別府橋	1.50	2.60	3.60	4.40
寄藻川	寄藻橋	1.90	2.60	3.00	3.50
向野川	玄川大橋	1.60	2.40	2.90	3.30
津房川	上荘橋	0.90	1.90	2.50	2.70
深見川	安心院大橋	1.10	2.60	3.30	3.60
駅館川	小松橋	2.10	2.30		2.60
伊呂波川	伊呂波橋	1.50	2.30	2.70	3.10

- (4) 水防警報の種類は次のとおりとする。

ア. 洪水又は高潮の場合

第一段階 待機

大分地方気象台の雨または高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。

第二段階 準備

水防団待機水位を越え、氾濫注意水位を突破すると思われるとき。

第三段階 出動

氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。

第四段階 解除

氾濫注意水位以下に下がり再び増水するおそれがないと思われるとき。

警報の種類

種類	内容
第1段階 (待機)	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの 又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの
第2段階 (準備)	<ul style="list-style-type: none"> 水防資機材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出勤できるように準備をする旨警告するもの
第3段階 (出動)	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員が出動する必要がある旨を警告するもの
第4段階 (解除)	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの

イ. 津波の場合**第一段階 出動**

気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき。

第二段階 解除

気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。
水防活動の必要があると認められなくなったとき。

警報の種類

種類	内容
第1段階 (出動)	・ 消防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
第2段階 (解除)	・ 消防活動の必要が解消した旨を通告するもの

4 気象状況とその措置

県より注意報及び警報の伝達を受けたときは、水防本部は气象台及び県水防本部との連絡を講ずるとともに、速やかに水防通信連絡系統及び広報網を通じて管内の住民及び関係機関に周知徹底する。

5 水位の通報

本部長（市長）は、洪水又は高潮のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは県（宇佐土木事務所）に通報しなければならない。

- (1) 水防団待機水位に達したとき
- (2) 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位に達したとき
- (3) 最高と思われる水位に達したとき
- (4) 氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき

6 出動開始及び堤防等の異常に関する報告

本部長（市長）は次に該当する場合は、県（宇佐土木事務所）に通知しなければならない。

- (1) 消防機関（消防団）等が出動したとき
- (2) 堤防等に異常を発見したとき、又は応急処置をしたとき
- (3) 堤防等が決壊し、または決壊のおそれがあると認めたとき

7 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は次の表に定める区分及び方法に従って発する。

区 分	種 別	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるとき	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○—— 休 止 ○—— 約15秒 約5秒 休 止 ○——
第2信号	消防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるとき	○○—○○ ○○—○○ ○○—○○	約3秒 約6秒 約10秒 ○—— 休 止 ○——
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるとき	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 ○—— 休 止 ○—— 約5秒 約10秒 休 止 ○——
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のための立ち退きを知らせるとき	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○—— 休 止 ○——

備 考：信号は適宜の時間継続すること。

必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

危険が去ったときは口頭伝達により周知される。

8 公用負担

(1) 水防法第28条の規定により、本部長（市長）及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア. 必要な土地の一時使用
- イ. 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ. 車両その他の運搬用機器の使用
- エ. 排水用機器の使用
- オ. 工作物その他の障害物の処分

(2) 前項の場合、本部長（市長）は損失を受けた者に対し補償しなければならない。

9 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。

遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

10 消防団員の安全確保

水防法第7条の2項の規定により本部長（市長）及び消防機関の長は洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・ 水防活動は原則として複数人で行う。
- ・ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・ 指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・ 津波浸水想定のある区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を消防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

11 水防活動の報告

本部長（市長）は水防活動を集結したときは、遅滞なく次の「水防実施状況報告書」により宇佐土木事務所に報告しなければならない。

水防実施状況報告書の様式は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

12 大分県管理河川水防警報連絡系統

大分県管理河川水防警報連絡系統は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

第4節 避難の指示及び誘導

(全班)

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節に定めるところによって実施する。なお、本節では、避難の指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

1 避難指示・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事又は知事の命を受けた吏員並びに自衛官の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。

また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

実施者	災害の種類	根拠法
市長	災害全般、 急傾斜地の崩壊	災害対策基本法第60条 急傾斜地等の防止に関する法律第20条
警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
海上保安官	災害全般	災害対策基本法第61条
知事又は知事の命を受けた吏員	洪水、高潮、 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者	洪水、高潮	水防法第29条
自衛官	災害全般	自衛隊法第94条

2 避難指示等の基準

避難措置は、概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。特に、避難指示等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

(1) 避難措置の区分

ア. 早期注意情報（警戒レベル1）

災害への心構えを高めることを求める。〈気象庁発表〉

イ. 洪水注意報、大雨注意報（警戒レベル2）

避難に備え自らの避難行動を確認することを求める。〈気象庁発表〉

ウ. 高齢者等避難（警戒レベル3）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。（市町村発令）

エ. 避難指示（警戒レベル4）

暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫しているときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。（市町村発令）

オ. 緊急安全確保（警戒レベル5）

災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。（市町村発令）

（2）避難指示等の発令基準

ア. 洪水等の発令基準

① 想定される事態

避難が必要となる洪水等は、河川の氾濫による浸水を想定することとする。

② 避難指示等の対象となる区域

洪水等の避難指示等の対象とする地域は、宇佐市洪水ハザードマップ（令和元年度作成予定）における洪水浸水想定区域等を基本とする。

ただし、それ以外の区域についても、河川の堤防決壊等による河川管理施設の異常や住家への浸水が発生又は発生するおそれがあると予想される場合などは、事態の状況に応じて発令対象とする。

③ 洪水等の発令基準

避難指示等は次の基準を参考に、洪水警報、水位情報、今後の気象予測、河川の巡視からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

発令区分	発令基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>①～⑥のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。</p> <p>① 駅館川洪水予報により、駅館川の別府橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続き水位が上昇する予測が発表されている場合</p> <p>② 河川の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>③ 洪水キキクルの指定河川洪水予報で、駅館川が「氾濫警戒情報【警戒レベル3相当】（赤）」になった場合</p> <p>④ 洪水キキクルの洪水害の危険度で、対象河川に「警戒【警戒レベル3相当】（赤）」が出現した場合</p> <p>⑤ 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>⑥ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>

発令区分	発令基準
【警戒レベル4】 避難指示	<p>①～⑦のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。</p> <p>① 駅館川洪水予報により、駅館川の別府橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <p>② 河川の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>③ 洪水キキクルの指定河川洪水予報で、駅館川が「氾濫危険情報【警戒レベル4相当】（紫）」になった場合</p> <p>④ 洪水キキクルの洪水害の危険度で、対象河川に「危険【警戒レベル4相当】（紫）」が出現した場合</p> <p>⑤ 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>⑥ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>⑦ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。</p> <p><災害が切迫></p> <p>① 洪水キキクルの洪水害の危険度で、対象河川に「災害切迫【警戒レベル5相当】（黒）」が出現した場合</p> <p>② 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>③ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p><災害発生を確認></p> <p>④ 洪水キキクルの指定河川洪水予報で、駅館川が「氾濫発生情報【警戒レベル5相当】（黒）」になった場合</p> <p>⑤ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団等からの報告により把握できた場合）</p>
解除	<p>水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大がみられず、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</p>

【水位観測所の基準水位】

河川名	局名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
駅館川	別府橋	1.50	2.60	3.60	4.40
寄藻川	寄藻橋	1.90	2.60	3.00	3.50
向野川	玄川大橋	1.60	2.40	2.90	3.30
津房川	上荘橋	0.90	1.90	2.50	2.70
深見川	安心院大橋	1.10	2.60	3.30	3.60
駅館川	小松橋	2.10	2.30		2.60
伊呂波川	伊呂波橋	1.50	2.30	2.70	3.10

イ. 土砂災害の発令基準

① 想定される事態

想定される事態は、「土石流」及び「急傾斜地の崩壊」の発生を想定する。

「地すべり」については、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。その調査結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、市として避難指示等を発令する。

② 避難指示等の対象となる区域

土砂災害の避難指示等の対象とする区域は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域とし、「土砂キキクル」を参照し、危険度が高まっているメッシュ(1km 単位)に対して一体となって避難すべき区域毎に発令する。

ただし、土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害が発生した箇所の周辺区域についても、事態の状況に応じて発令対象とする。

③ 土砂災害の発令基準

避難指示等は次の基準を参考に、大雨警報や土砂災害警戒情報及び土砂キキクル、気象予測、土砂災害危険個所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

発令区分	発令基準
<p>【警戒レベル3】 高齢者等避難</p>	<p>①～②のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。 ①大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3 相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂キキクルの土砂災害の危険度で「警戒【警戒レベル3 相当】(赤)」となった場合 ②警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3 相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）</p>
<p>【警戒レベル4】 避難指示</p>	<p>①～⑤のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 ①土砂災害警戒情報(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])が発表された場合 ②土砂キキクルの土砂災害の危険度で「危険【警戒レベル4 相当】(紫)」となった場合 ③警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p>

発令区分	発令基準
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①～③のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。 <災害が切迫> ①大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②土砂キキクルの土砂災害の危険度で「災害切迫【警戒レベル5 相当】（黒）」となった場合 <災害発生を確認> ③土砂災害の発生が確認された場合
解除	土砂災害警戒情報が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階を基本として解除する。一方で、土砂災害が発生した箇所等については、周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地の状況の確認（崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など）等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は、国や県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。

ウ. 高潮の発令基準

① 想定する事態

高潮により命を脅かす危険性がある次の場合を想定する。

- ・ 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- ・ 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

② 避難指示等の対象となる区域

高潮の避難指示等の対象とする区域は、県が令和3年6月に公表した豊前豊後沿岸高潮浸水想定区域図を基本とする

③ 高潮の発令基準

避難指示等は次の基準を参考に、気象情報、海岸巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	①～④のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者等避難を発令する。 ①高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ②高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ③警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県や気象庁の記者会見等により周知された場合

発令区分	発令基準
【警戒レベル4】 避難指示	①～②のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令する。 ①高潮警報(警戒レベル4 相当情報[高潮])あるいは高潮特別警報(警戒レベル4 相当情報[高潮])が発表された場合 ②警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）
【警戒レベル5】 緊急安全確保	①～③のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令する。 <災害が切迫> ①水門、陸閘等の異常が確認された場合 <災害発生を確認> ②海岸堤防等が倒壊した場合 ③異常な越波・越流が発生した場合
解除	高潮警報が解除された段階を基本として解除する。浸水被害が発生した場合は、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

（3）警戒区域の設定

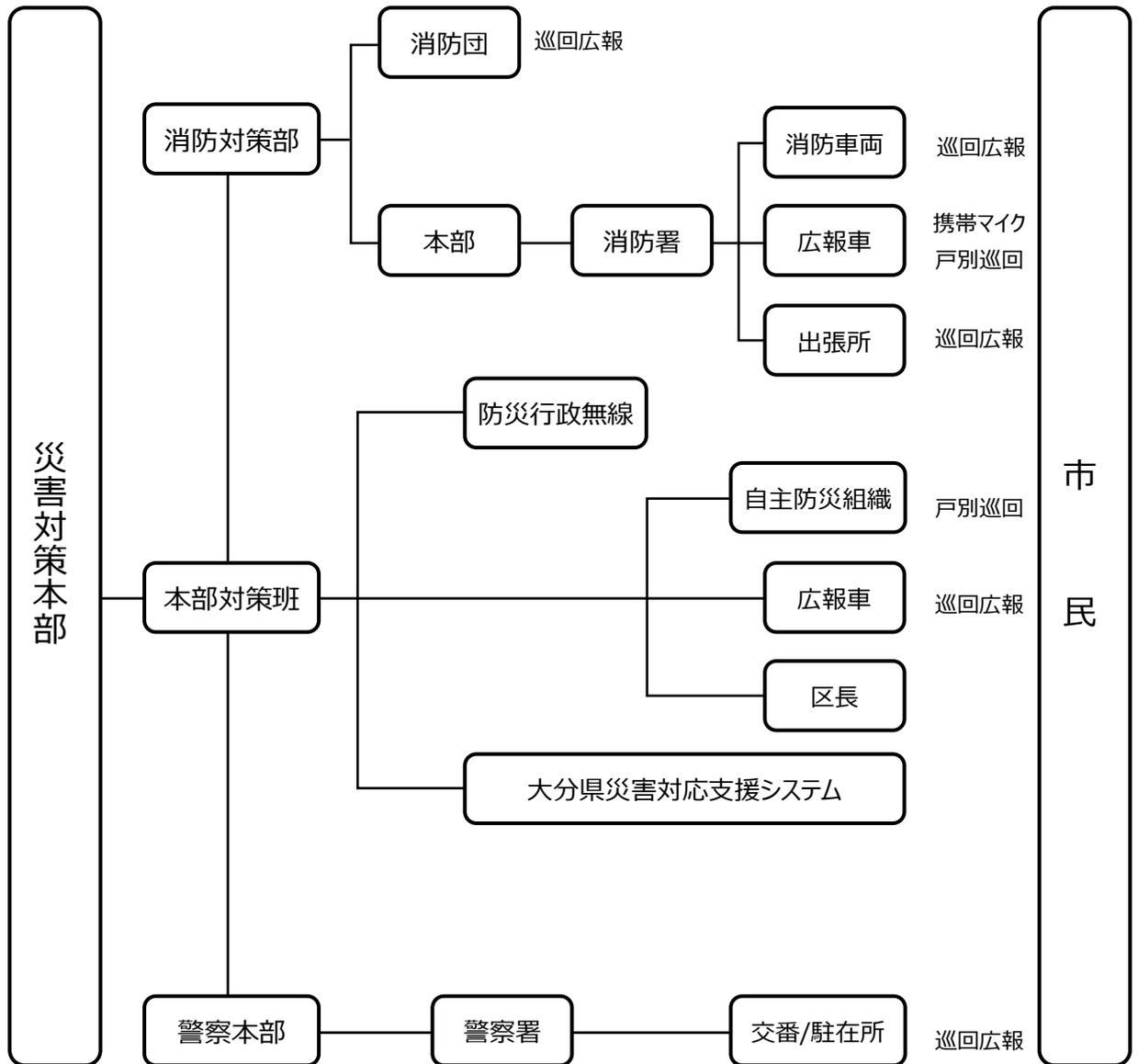
市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。「（災害対策基本法第63条市町村長の警戒区域設定権等、同法106条の2罰則規定）この場合、設定に伴う必要な措置は、警察署等の関係機関の協力を得て実施するものとする。」

（4）避難指示等の情報伝達

ア．避難指示等の実施

- ① 避難指示等を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節7参照）により、住民に周知する。
- ② 災害対応支援システムで入力した避難指示等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信される。
- ③ 消防団は、車輛等を使用して、当該地域を巡回し避難指示等を速やかに伝達する。
- ④ 市から避難指示等を受理した自治委員は、自主防災組織、消防団やあらかじめ作成した連絡網等により当該区域内の住民に迅速かつ確実に連絡するよう努めるものとする。また、自治会や自主防災組織等を活用し、地域ぐるみで早期の避難に努めるものとする。
- ⑤ 県、警察署、消防団、その他関係機関等に対し、広報及び誘導等の協力を要請する。
- ⑥ 避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示することができる。

■ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達系統図



イ. 報告、公示

① 市長は、避難指示等を発令したとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項をすみやかに県知事に報告する。また、自主避難の場合も同様とする。

- ・ 避難指示等の発令者
- ・ 発令の日時
- ・ 発令の理由
- ・ 避難対象者（地区名、人数）
- ・ 避難先
- ・ その他必要な事項

② 市長は、当該住民の身边から災害による直接の危険が去ったと認められた時は、避難指示等を解除する。解除の伝達方法は避難指示等を発令する際の方法を準用し、その旨を公示する。

(5) 避難経路及び誘導方法等

ア. 避難誘導は、消防団、警察署、自主防災組織、自治会等の協力を得て、避難を必要とする地域の住民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を行う。

イ. 避難誘導の実施は、十分な連絡及び状況把握のもとに強い意思をもって誘導にあたり、避難者の混乱や無秩序な行動を防ぐことに努める。

ウ. 避難誘導にあたっては、要配慮者を優先的に誘導する。

エ. 「避難行動要支援者避難支援計画」の個別避難計画が作成済みの者は、当該計画に定められた支援者とともに避難する。当該計画が未作成及び作成されない者（不同意者等）は、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、近隣住民等の自助、共助のもと避難する。

オ. 避難が遅れた者を救出する場合、市において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請するものとする。

カ. 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

キ. 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ク. 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、可能な限り自治会単位で行うものとする。

ケ. 避難者の携行品は、安全に避難を行なうことを第1の目的とし、過重な携行品及び避難後調達できる物は除外し、服用薬、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、タオル、手拭、ちり紙、懐中電灯、日用の見廻り品、必要最小限の着替えとする。

なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

コ. 避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させるため必要と認められる場合は、関係機関等に協力を求め、車両、舟艇等により移送する。

サ. 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(6) 避難場所の指定

避難所の指定にあたっては、あらかじめ指定した場所（小学校）で拠点開設を原則とするが、地区ごとに公共的施設又は公園及び空き地等をあらかじめ、避難所、一時避難場所、広域避難場所に区分のうえ選定し、そのうちから災害の発生場所、風向、地盤、潮位、道路及び橋梁の損壊等、被災状況を把握のうえ、適切な場所を指定するものとし、併せて避難経路についても明示するように努める。市の指定避難所及び福祉避難所は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。また、市域内に避難施設等が得られない場合は、県及び隣接市町に対し避難施設の提供・斡旋を求めるものとする。

なお、市指定の避難所のほかに、一時的に危険を回避するなどの目的で自主防災組織等において、公民館等の自主避難所（場所）として選定している。市が定める一定の基準を満たした当該避難所については、「みなし避難所」として、指定避難所に準じた取扱いを行うものとする。「みなし避難所」は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

■ 避難所等の考え方

避難所の種類	考え方
避難所	災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物等に収容し保護するところをいう
一時避難場所	広域避難場所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう
広域避難場所	周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災や広域災害から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう
福祉避難所	要配慮者等であって、「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう
避難路	広域避難場所等へ通じる道路又は緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう

「市町村地域防災計画(震災対策編)」作成の手引き(総務省消防庁作成)より引用

(7) 避難者に周知すべき事項

避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底されるように努める。

- ア. 避難すべき理由(危険の状況)
- イ. 避難の経路及び避難先
- ウ. 避難先の給食及び救助措置
- エ. 避難後における財産保護の措置
- オ. その他

(8) 自主避難体制の整備

市は、土砂崩れなどの前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報誌を始めとして、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見したり、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあつて自主的に避難するよう心がけるものとする。

(9) 要配慮者への配慮

発災時には、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行う。

また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。

(10) 学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における避難

ア. 児童・生徒等の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

イ. 各学校・施設ごとに次の事項を定め、徹底しておく。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領及び措置

3 車両等の乗客の避難措置

- (1) JR、バス等の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期するものとする。
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させ、市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立退きを指示することができる（災害対策基本法第61条）。
この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。
- (2) 警察官は、前記(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

- (3) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を行う市の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

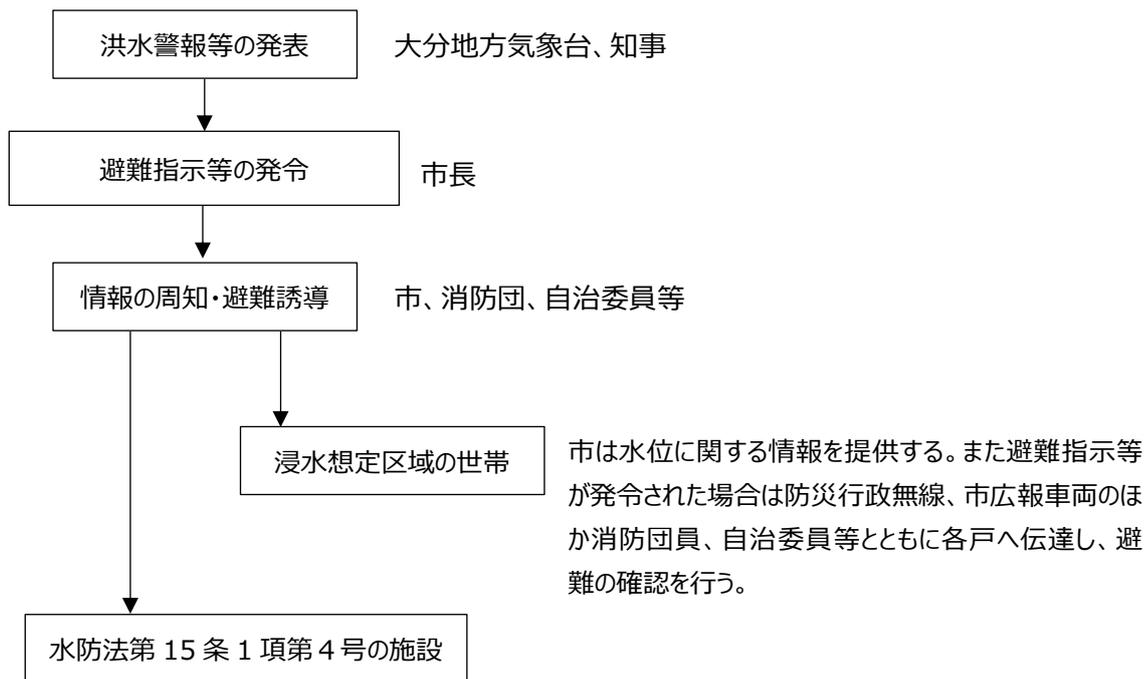
この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

第5節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(本部対策班、福祉保健対策班、消防対策班)

洪水予報河川及び水位周知河川に洪水警報等が発表され、避難指示等を発令した場合の情報伝達及び避難の支援は、この節に定めるところによって実施する。

1 洪水警報等の伝達方法



2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

水防法第15条に規定による浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

3 浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成

水防法第15条の規定により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

第6節 土砂災害警戒区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(本部対策班、福祉保健対策班、消防対策班)

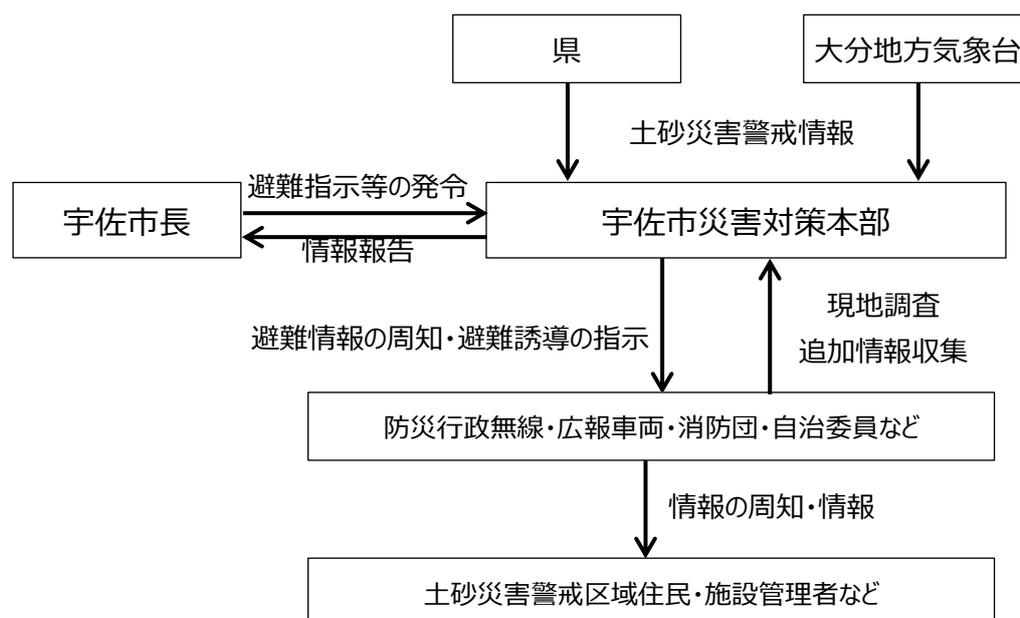
土砂災害警戒区域への土砂災害に関する情報伝達や警戒避難体制は、この節に定めるところによって実施する。なお、土砂災害警戒区域等は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

1 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

【その他必要な警戒避難体制に関する事項】

- ・市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ・土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設の名称及び所在地



2 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地

土砂災害防止法第8条に規定による土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

3 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者は、本計画に定める土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を活用し、施設利用者が安全な避難行動をとれるよう、あらかじめ避難確保計画を策定し、避難訓練を実施しなければならない。

第7節 救出救助

(福祉保健対策班、消防対策班)

山・がけ崩れ及びこれに伴うトンネル崩壊等によって生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節に定めるところによって実施する。

1 責任体制

被災者の救出救助及び搬送は、消防対策班が主体となり、警察官、海上保安官及びその他の関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び市民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。

また、外部からの応援が必要と判断された場合、応援及び救出救助活動を円滑化するための調整を県へ要請する。

2 救出救助の対象者

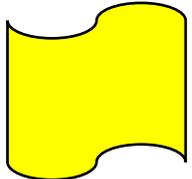
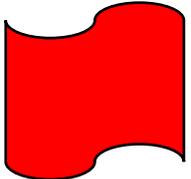
- (1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
 - ア. 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ. 倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ. 地すべり、がけ崩れ等により生き埋めとなったような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にある者
 - ア. 土砂災害又は河川の氾濫等で行方不明となり諸般の情勢から生存していると推定される場合
 - イ. 土砂災害又は河川の氾濫等で行方不明となり生命があるかどうか明らかでない場合

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

規格 布(概ね2m×2m)

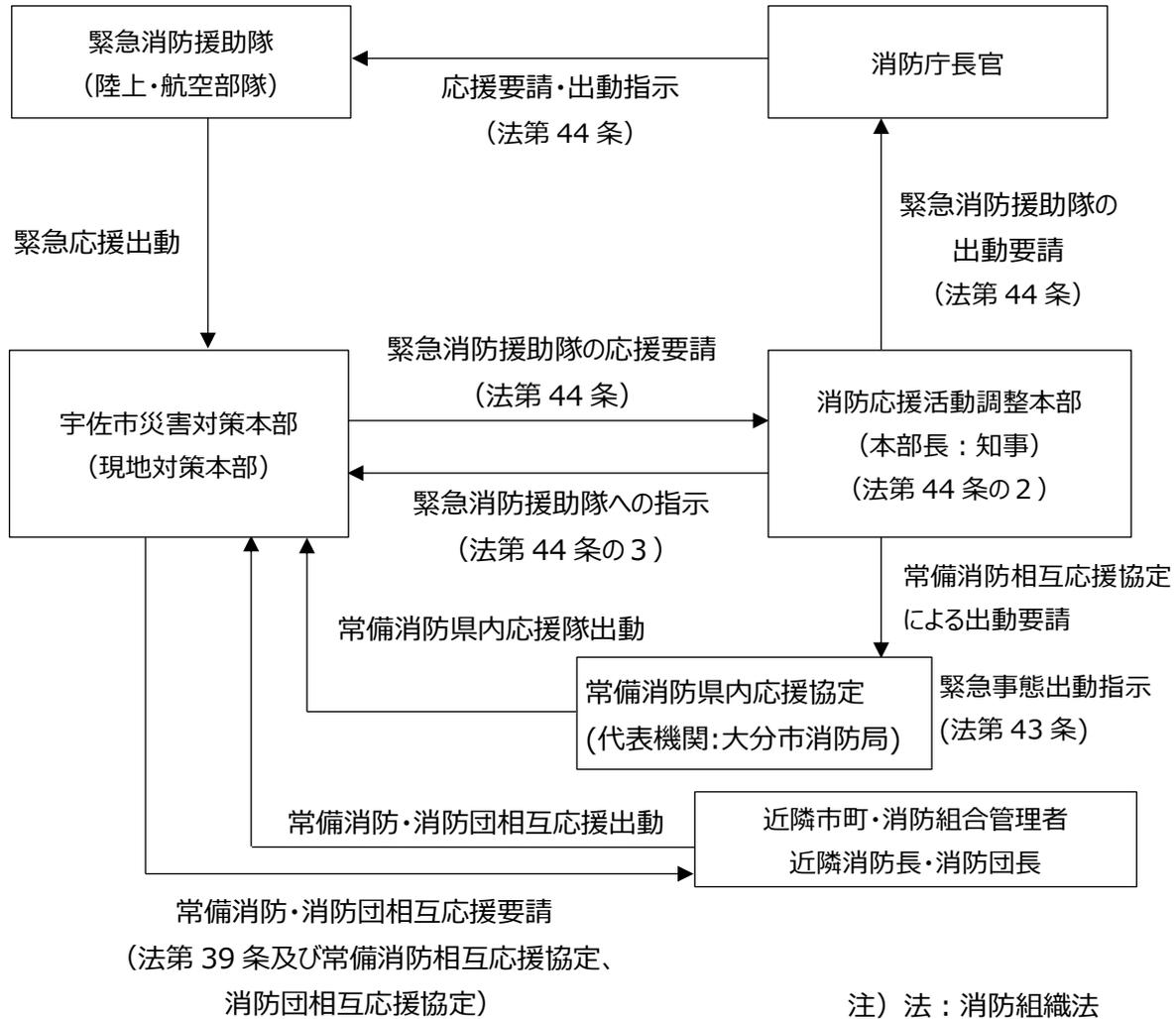
<p>①黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>②赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者や要配慮者等の緊急な救助を要する者がいることを示す</p>
--	--------------------	--	--

4 救出救助方針

- (1) 同時に救出救助事案が多数発生している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に効率的な救出救助活動を行う。
- (2) 救助活動は、救命処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員、市民組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較して多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先し、短時間に一人でも多く救出する。
- (3) 救助事案が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。
- (4) 救出した負傷者は、救急隊に引継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、市民組織及び付近住民に医療機関への搬送を依頼するほか、医師の派遣を要請する。

5 救出救助活動

- (1) 救出救助及び搬送は、消防対策班が主体となり、警察官、海上保安官及びその他関係機関と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 消防対策班は警察署と緊密な連絡をとり、必要に応じて他の機関より救援車や工作車等の応援を求め救助活動にあたる。
- (3) 職員は、業務分担に基づいて現場の救出救助活動を支援し、かつ周辺の地域住民の協力を要請する。
- (4) 住民及び会社、工場、事業所、その他の団体等の自衛消防組織は互助精神に基づき、救出救助活動に積極的に協力する。
- (5) 外部からの応援が必要と判断される場合、大分県常備消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、次の図に示すとおり緊急消防援助隊や自衛隊等の応援の要請を行う。



6 救出実施期間

救出実施期間は、原則として災害発生の日から3日（72時間）以内とする。

7 費用の範囲

被災者の救出に要する費用の範囲は災害の規模、程度等により、その都度定める。
ただし、災害救助法が適用された場合には、同法施行細則に定めるところによる。

8 費用の負担

災害救助法が適用される場合を除き、被災者の救出に要する費用は、その状況により全部又は一部を被救護者又は被救護者の扶養義務者に負担させることができる。

9 災害救助法の適用

福祉保健対策班は災害救助法が適用された場合は、知事の委任に基づき市長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

- ア. 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
- イ. 救出のため使用した機械、器具の修繕費用
- ウ. 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 記録・保存

市長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 被災者救出用器具燃料受払簿
- ウ. 被災者救出状況記録簿
- エ. 被災者救出関係支払証拠書類

第8節 救急医療活動

(福祉保健対策班、消防対策班)

災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の緊急医療活動については、この節に定めるところによって実施する(本節では、災害発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降の被災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第7節に定める。)

1 救急医療活動の基本方針

災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、限られた医療スタッフや医薬品・医療資器材等を最大限に活用し、1人でも多くの命を救う(あるいは「防ぐことのできた死」preventable death を避ける)ため、県及び消防機関と密接な連携を図りながら、協力を得て実施するとともに、必要に応じ、県へ日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、災害拠点病院、大分DMA T指定病院、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会等の協力を要請し、その他の災害対応活動の状況に応じて実施する。

2 主な機関の救急医療活動

機関名		発災 (緊急対策)	72 時間 (応急対策)
県	福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療対策本部 (DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等) の設置 ○医療情報の収集及び提供 ○大分DMA T及び医療救護班への出動要請 ○災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターの災害医療対策本部 (DMA T調整本部、必要に応じてDMA T・SCU本部等) への出動要請 ○災害時小児周産期エゾンの災害医療対策本部への出動要請 (必要に応じて) ○災害派遣精神医療チーム(DPAT)隊員への出動要請及び厚生労働省への他県DPAT派遣要請(必要に応じて) ○医薬品・医療資器材等の確保 ○県外のDMA T及び医療救護班の出動要請 ○県外の医療機関に負傷者等の受入要請 ○広域医療搬送のためのSCUの設置要請 	→
	保健所	<ul style="list-style-type: none"> ○医療情報の収集及び提供 ○医療機関の被災状況等の現地確認 ○被災地内における医療救護活動の調整 	→

機関名	発災 (緊急対策)	72時間 (応急対策)
市町村	○医療救護所の設置 ○地域の医療提供体制の確保 ○医療救護班の受入・調整 ○医薬品・医療資器材等の確保	→
日本赤十字社 大分県支部	○医療救護活動の実施	→
災害拠点病院	○重症患者等の受入・地域医療搬送	→
大分 DMAT 指定病院	○被災地での D M A T 活動 ○災害医療対策本部での活動	→
大分県医師会	○医療救護活動の実施	→
大分大学医学部 附属病院	○医療救護活動の実施	→
大分県看護協会	○災害看護活動の実施	→
大分県薬剤師会	○医療救護活動の実施	→
大分県歯科 医師会	○医療救護活動の実施	→
大分災害リハビリ テーション推進協 議会	○リハビリテーション支援活動の実施 (※ 活動開始時期 (→) は 72 時間以降)	

大分県地域防災計画（風水害等対策編第3部第3章第6節より引用）

3 医療情報の収集及び提供

(1) 医療情報の収集

福祉保健対策班は、消防対策班、県及び医療機関と連携し、状況に応じて電話又は訪問確認等を行い市域内の災害拠点病院（宇佐高田医師会病院）を始めとする医療機関、薬局等の被災状況及び稼働状況を把握するとともに県の協力を得て、他の近隣災害拠点病院（中津市民病院等）の被災状況及び稼働状況の確認を行うものとし、必要に応じ県を通じて広域的（福岡県等隣接県）な医療情報の収集に努める。また、消防対策班は、おおいた医療情報ほっとネット（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を活用して、救急医療活動に必要な医療情報を収集する。

収集する情報は、おおむね次のとおりである。

- ア. 医療機関の被災状況（電気、水道、医療ガスの確保状況）及び稼働状況（手術の可否、人工透析が必要な患者の受入の可否、現在受け入れている重症・中等症患者数等）
- イ. 医療機関から転送が必要な入院患者数
- ウ. 透析患者等難病患者が受診可能な医療機関の稼働状況
- エ. 負傷者の発生状況

- オ. 被災地及び近隣地域における医療機関の状況（手術、透析等の診療情報及び受入可能患者数等）
- カ. 他市町村における受入可能医療機関
- キ. 道路交通状況
- ク. 医療救護活動に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数
- ケ. 不足する医薬品・医療資器材等の種類・量及び調達可能量
- コ. 医療活動従事者、医薬品等医療資器材、負傷者を搬送する緊急車両及びヘリコプター等の確保状況
- サ. 市及び医療関係機関が開設する臨時救護所及び避難所の所在地及び収容人数等の規模

（2）医療情報の提供

福祉保健対策班は、(1)で収集した情報を整理し、本部対策班へ報告するものとする。本部対策班は、他の対策班及び県を通じて、他市町村、日本赤十字社大分県支部、大分県医師会等医療関係団体、医療機関、市民、難病患者等へ情報提供する。

なお、おおいた医療情報ほっとネット（広域災害・救急医療情報システム：EMIS）を通じた情報提供について、医療機関に情報の随時更新を要請するとともに、市は災害活動中の消防本部ほか関係機関に対しインターネット上で継続的に情報収集可能な旨、周知する。

4 救急医療活動の実施

福祉保健対策班は、収集した医療情報を活用しながら、医療機関等の協力を得て、災害のための医療及び助産の途を失った者に対する医療、救護活動の実施及び調整等を行う。

また、災害救助法が適用された場合は県（知事）が行う活動に協力するものとする。

（1）医療活動

ア. 医療の対象者

- ① 災害のため医療の途を失った者
- ② 応急的な医療をほどこす必要のある者

イ. 医療の範囲

- ① 診療
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療及び施術
- ④ 病院又は診療所への収容及び看護

ウ. 医療の実施期間

特別の事情のない限り災害発生の日から14日以内とする。

エ. 助産の対象者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日の前後の7日以内に分娩した者

オ. 助産の範囲

- ① 分娩の介添え

- ② 分娩前及び分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

カ. 助産の期間

助産を実施する機関は、特別の事情がない限り分娩した日から7日以内とする。ただし、災害発生の日前に分娩した者は、分娩の日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

(2) 医療及び助産のための費用の範囲

ア. 医療のための支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。

(ただし、災害規模・程度等により費用の全部又は一部の医療費を必要とするものに負担させることができる。)

- ① 医療班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費
- ② 医療機関による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合は、地域における協定料金の額以内

イ. 助産のため支出できる費用の範囲は、次のとおりとする。

(ただし、災害の規模・程度等により費用の全部又は一部の助産費を必要とするものに負担させることができる。)

- ① 医療班による場合は、使用した衛生材料等の実費
- ② 産院その他の医療機関及び助産婦による場合は、地域における慣行料金の8割以内の額

(3) 帳簿等の整備

災害のため医療及び助産を実施した場合には、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- ア. 診療記録
- イ. 医薬品衛生材料使用簿
- ウ. 医薬品衛生材料受払簿
- エ. その他必要な帳簿等

5 現地医療活動

(1) 医療救護体制の確保

特に被害が大きく負傷者が集中し、管内の医療機関では対応が困難と判断される場合は、医療救護所を設置するとともに、県及び宇佐市医師会、宇佐歯科医師会、大分県薬剤師会宇佐支部等に対して協力を求め、医療救護体制を確保する。

(2) 医療救護所の設置

医療救護所は、必要の都度、市長の指示に基づき次の場所に設置する。

- ア. 避難所もしくはその付近
- イ. 広域避難場所又は福祉避難所

ウ. その他市長が医療救護活動上効果的であると認める場所

(3) 医療救護所の活動内容

- ア. トリアージ
- イ. 重症患者に対する心肺蘇生術の施行
- ウ. 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ. 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
- オ. 助産業務
- カ. 死亡の確認

6 災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等の派遣

- (1) 医療救護活動上効果的であると判断したときは、県に対し、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う、大分DMATの派遣を要請する。
- (2) 医療救護活動上効果的であると判断したときは、県に対し、被災地内での現場活動や医療救護所及び避難所等において医療救護活動を行う医療救護班、災害支援ナース、薬剤師班、大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（JRAT）の派遣を要請する。

7 医薬品・医療資器材等の調達及び供給

- (1) 避難所及び医療救護所で必要な医薬品・医療資器材等を、最寄りの販売業者等から調達する。
- (2) 単独では調達が困難と判断したときは、県に対し、医薬品・医療資器材等について調達を要請する。
- (3) 医薬品・医療資器材等の搬送・保管・分類には、多くの人員を必要とし、また、専門的知識が必要となる場合もあることから、他の対策班、県、薬剤師会、医薬品卸業者等の協力を得て医薬品・医療資器材等の調達及び供給を実施する。

8 救急医療活動の調整

- (1) 大分DMAT、医療救護班、災害支援ナースの受け入れ及び医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。
- (2) 医療救護活動の実施にあたり、県より必要に応じ派遣される職員の受け入れを行うとともに、県が医療救護活動を実施するために必要な情報の提供及び調整を行う。

9 広域的な救急医療活動の要請

- (1) 大規模な災害等により県内において、医薬品・医療資器材等を調達できない場合、「災害時相互応援協定」に基づき、締結市町の協力を得て調達する。
また、医療救護活動を実施するために必要な職員の派遣要請も同様とする。

- (2) 市内において重症患者等を受け入れる医療機関が不足する場合、県に対し、他市町村又は近隣県への受け入れに関する調整を要請する。

10 地域医療搬送及び広域医療搬送

(1) 地域医療搬送(被災地で対応困難な重症患者等を被災地域外に搬送する活動で、広域医療搬送以外のもの)

- ア. 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、災害拠点病院(宇佐高田医師会病院)に優先的に搬送し、同病院を地域医療搬送の拠点とする。
- イ. 搬送は、原則として、消防機関の救急車両等及び防災ヘリコプター等の航空機により行う。
- ウ. 福祉保健対策班は、救急車両又はヘリコプター等が不足する場合は、本部対策班を通じ、県又は自衛隊に協力要請し、確保する(「第2章第9節 自衛隊への災害派遣要請」「第2章第15節 交通確保・輸送対策」参照)。
- エ. 福祉保健対策班及び消防対策班は、消防機関が災害拠点病院の近隣に選定するヘリコプター離発着場で、円滑な搬送が実施できるよう支援する。

(2) 広域医療搬送(国の調整により、被災地で対応困難な重症患者を航空機を用いて被災地域外に搬送する活動)

県内の医療機関では対応困難な重症患者等を県外に搬送する必要があると判断した場合は、県又は自衛隊に協力要請し、県が設置する航空搬送拠点臨時医療施設(Staging Care Unit: SCU)の指示に従うものとする。また、SCUが設置された場合は、運営について県に協力するものとする。

11 関係機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、医療救護を実施するとともに、県が実施するその他の医療救護について援助協力するものとする。

- ア. 医療及び助産の実施基準は、おおむね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力するものとする。
- イ. 医療救護体制(常備救護班の編成)
- ①救護班の編成 医師1人 看護師長1人 看護師2人 主事2人 計6人
 - ②救護班数 8個班

(2) 災害拠点病院の措置

災害拠点病院は、被災地からの重症患者等の受入拠点及び地域医療搬送の拠点となる。

(3) 大分DMAT指定病院の措置

ア. 大分DMAT指定病院は、県からの要請に基づき、大分DMATを被災地又はSCUに派遣する。また、予め登録している災害医療コーディネーターを県が設置する災害医療対策本部に派遣する。

イ. 大分DMATは、被災地での現場活動、病院支援、広域医療搬送の支援等を行う。

ウ. 予め登録され、災害医療対策本部に派遣された災害医療コーディネーターは、県とともに超急性期における医療救護活動を統括し、医療救護活動を実施するために必要な調整を行う。

災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

(4) 大分県医師会の措置

大分県医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

郡市医師会は、大分県医師会又は市からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(5) 大分県看護協会の措置

大分県看護協会は、県からの要請に基づき、積極的に災害看護活動に協力する。

(6) 大分県薬剤師会の措置

大分県薬剤師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力するとともに、市が行う医療救護活動に対する地域薬剤師会の協力について、必要な調整を行う。

(7) 大分県歯科医師会の措置

大分県歯科医師会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

郡市歯科医師会は、大分県歯科医師会又は市からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

(8) 大分災害リハビリテーション推進協議会の措置

大分災害リハビリテーション推進協議会は、県からの要請に基づき、積極的に医療救護活動に協力する。

12 災害救助法の規定による医療又は助産

(1) 医療の実施基準

ア. 医療の実施範囲

- ① 診察（疾病の状態を判断するもの）
- ② 薬剤又は治療材料の支給（傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの）
- ③ 処置、手術、その他の治療及び施術

- ④ 病院又は診療所への収容（病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである）
- ⑤ 看護（傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること）

イ. 医療救護の対象者

- ① 災害のため医療の途を失った者（り災者の有無を問わない）
- ② 応急的な医療を施す必要のある者

ウ. 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

エ. 医療のため負担する費用の範囲

- ① 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- ② 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
- ④ 従事命令により、医療に従事するものに対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

（2）助産実施の基準

ア. 助産の範囲

- ① 分べんの介助（陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。）
- ② 分べん前、分べん後の処置（出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。）
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

イ. 助産の対象者

- ① 災害のため助産の途を失った者
- ② 災害発生の日の前後7日以内に分べんした者

ウ. 助産の期間

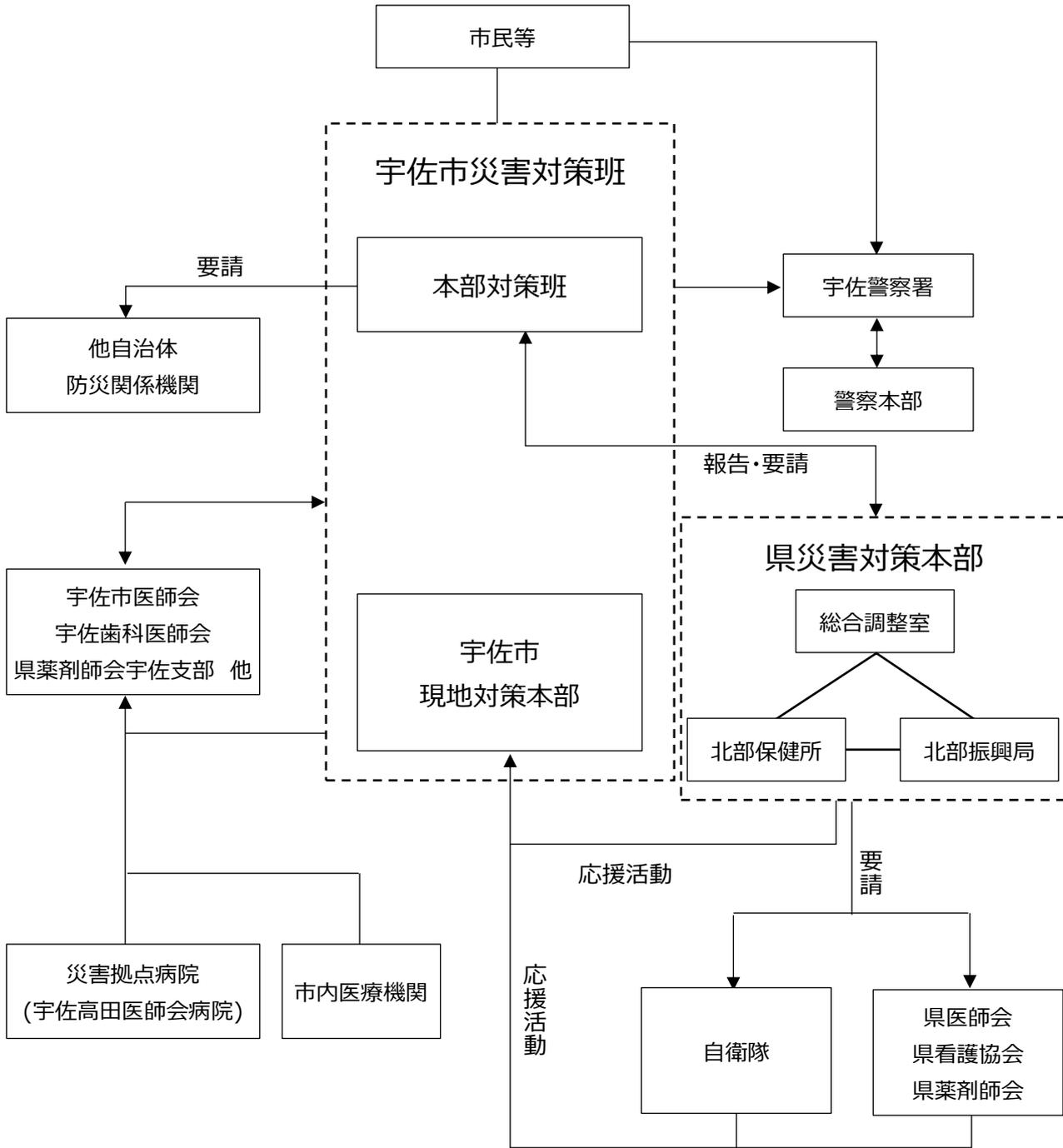
助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。

ただし災害発生の日前に分べんした者は、分べんの日から7日以内の期間が災害発生の日から7日以内の期間と重複する期間の範囲とする。

エ. 助産のための費用の負担の範囲

- ① 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- ② 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

■ 救急医療活動計画図（災害救急医療活動にかかる通報、伝達系統図）



第9節 消防活動

(本部対策班、消防対策班)

火災等に的確に対処し市民の生命、財産への被害を最小限に止めるための活動については、この節に定めるところによって実施する。

1 消防組織（施設及び設備等の現況は、消防本部が作成する「消防年報」に記載する。）

本市の消防組織は、宇佐市地域防災計画資料編のとおりである。

2 消防活動の実施体制

消防対策班は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。

自主防災組織、事業所及びその他の市民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、市及び防災関係機関の活動に積極的に協力する。

また、消防団は、消防長・署長から出動要請があったとき、又は地震による災害を察知したときは、組織図に従い最も迅速な方法により体制を確立し、活動に移行する。

なお、必要に応じ、県に対し応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等の要請を行い、甚大な被害が発生した場合は、市は最優先課題としてこれに取り組む。

3 消防活動

消防活動は、幹部の指揮統制のもと不屈の闘志をもって防御にあたり、行動は常に部隊行動とし、個人行動とならないよう心掛けるものとする。

- (1) 消防活動は、宇佐市地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。
- (2) 地震発生直後の初動活動を迅速、的確に行うため、関係機関との連携を密にし、あらゆる施設及び通信網を活用し、被害状況等の収集を行うものとする。
- (3) 大火誘発条件下においては、消防対策班は総合的かつ強力な消防活動を実施する体制をもって消防職員及び消防団員の招集を行い、出動部隊の増強を図るものとする。
- (4) 大火時の火災防御に関しては以下に示した対策を講じる。特に、地震による火災は同時多発することがあることを考慮し、人命救助を優先して、災害の拡大防止と避難者の安全確保を主眼とした防御行動を行う。
 - ア. 各出動隊は、人命検索及び救助を優先する。
 - イ. 風向、風力による延焼防止並びに重要方面の延焼阻止を第一とする。
- (5) 火災が延焼拡大し、大火の様相を呈してきたときは、現場指揮者は機を失することなく風向、風力、燃焼物等を考慮し、街区内の耐火建築物、幹線道路、河川、公園、広場を基礎とする火災防御線を設定し、防御にあたるものとする。

4 応援要請

(1) 応援（派遣）要請

延焼拡大して大火が予想され、全出動隊（消防職員、消防団員）及び関係機関並びに地域住民の協力を得ても防御困難と判断したときは、県に対し「大分県常備消防相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」に基づき、他市及び消防組合への応援出動の要請又は緊急消防援助隊や自衛隊等の応援を要請する。なお、応援（派遣）要請の通信手段は、「第2章 第3節 通信連絡手段の確保」による。

(2) 応援の受け入れ方法についての検討

緊急消防援助隊の受援計画に記載する進出拠点及び到達ルート、野営可能地点から災害状況に応じて次により迅速に選定する。

ア. 交通ルートの検討

前項において応援が必要と判断された場合、「第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。（緊急消防援助隊等受入に伴うルート確保（国、県道等の幹線道路損壊状況及び通行可能状況の収集）について検討）

イ. 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、県とも協議するなどして検討を行う。

(3) 活動調整体制の確立

本部対策班及び消防対策班は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

ア. 連絡調整のための職員及び現地までの誘導員を指名し現地へ派遣する。

イ. 応援隊に対して、活動区域及びその内容を明確にし、充分理解を与えて従事させるものとする。

ウ. 現場指揮者との連絡等を指示するものとする。

エ. 関係機関協議の場の設定

オ. 現地からの情報の集約及び全体の活動の調整

カ. 必要な車両、資機材等の確保及び輸送

なお、本部対策班は、県及び関係機関へ活動に関する情報を速やかに報告する。

5 消防団における応急活動

消防団における応急活動は、消防職員に準じて行うものとするが、地震発生後、速やかに受け持ち区域に出動し、幹部の指揮統制の下、地域住民に対し、出火防止の呼び掛け及び初期消火、人命救助、避難誘導等を行う。

(1) 消火活動

発災後の火災に対し、分団長の指揮により管轄区域の消火にあたり、状況に応じて人命救助を優先とする災害の拡大防止と避難者の安全確保を主眼とした防御行動を行う。なお、状況により他分団（部）の応援で消火体制を確保する。

(2) 避難誘導

避難者の誘導にあたっては、常に次の事項を留意して行動する。

- ア．避難者に対して、避難先及び避難経路を周知する。
- イ．避難路の安全度及び道路状況等について常に留意し、危険があると認められる場合は、直ちに避難者を他の安全な道路及び場所に誘導する。
なお、誘導の際は、要配慮者を優先的に誘導する。
- ウ．避難状況を避難所配置職員に報告する。

(3) 情報収集及び伝達・広報

災害発生に伴う被害を覚知した場合及び活動状況等を消防本部へ連絡する。消防本部は被害情報及び活動状況等を取りまとめ本部対策班へ報告する。また、市民の混乱を防止するため、被害状況及び災害の状況、災害対策本部からの伝達事項等の広報活動を行うものとする。

第10節 二次災害の防止活動

(全班)

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節に定めるところによって実施する。

1 二次災害防止活動の実施体制

市、県、その他の防災関係機関は、災害発生直後から、その所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置、危険地域のパトロール等を行い、二次災害を防止することとする。

また、二次災害の危険性の有無について迅速かつ的確に判断を行い、被害の増大や社会不安の増大を防止するため、必要に応じて防災アドバイザー制度を活用するものとする。

なお、市は、大分県地域防災計画に定める二次災害防止活動に準じ、必要な措置を講じるものとする。

2 市における二次災害防止活動

市においては、以下に示す二次災害防止活動を行う。

(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅・宅地の応急危険度判定活動

二次災害防止のため、各対策班は所管する施設等について、次の活動を行い、その実施状況を把握・指導するとともに、本部対策班に報告する。

ア. 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

各対策班は、市有施設の点検を行い、危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置をとり、必要な応急措置を実施する。

イ. 市の道路、橋梁等構造物の点検及び応急対策

建設対策班は、市所管道路、橋梁等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ウ. 一般建築物及び敷地対策

市は、余震等による建築物等の倒壊並びに余震及び降雨による宅地の崩壊がもたらす人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を活用して、被災建築物等に対しては応急危険度判定、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その結果を判定標識で表示し、市民に説明する等の応急措置を執るとともに、災害の発生のおそれのある場合は、県と協力して速やかに適切な避難対策を実施する。

また災害時に、一般建築物等（適切な管理のなされていない空き地等を含む）に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる建物等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(2) 土砂災害等の防止活動

建設対策班及び経済対策班は、県と連携し、土砂災害等の危険箇所等として指定されている箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握・指導するとともに、本部対策班に報告するものとし、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。

- ア. 砂防指定地
- イ. 急傾斜地崩壊危険区域
- ウ. 地すべり防止区域
- エ. 土砂災害警戒区域等
- オ. 山地災害危険地区
- カ. 保安林及び保安施設地区
- キ. 海岸危険地域
- ク. 落石等危険箇所
- ケ. その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(3) 二次的な水害の防止活動

建設対策班は、重要水防区域及び水防区域の点検・パトロールを行い、立退きの指示等二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握・指導するとともに、本部対策班に報告する。

(4) 風倒木による被害の防止活動

経済対策班は、風倒木による二次災害を防止するために、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(5) 高潮、波浪等による被害の防止活動

建設対策班、経済対策班は、高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとり、その実施状況を把握・指導するとともに、本部対策班に報告する。

- ア. 海岸保全施設
- イ. 河川施設
- ウ. 漁港施設

(6) 爆発物、有害物質による二次災害防止活動

爆発物、有害物質による二次災害を防止するため、関係各対策班は、次に掲げる施設等を対象に、所管する危険物施設等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、その実施状況を県総合調整室情報収集班に報告する。

- ア. 危険物施設
- イ. 火薬保管施設
- ウ. ガス施設
- エ. 毒劇物施設
- オ. その他二次災害の危険性があると判断される箇所

(7) 二次災害防止のための市民への呼びかけ

本部対策班は、余震、降雨等による二次災害の危険性について、必要に応じ、県を通じ報道機関へ放送を要請し、市民に注意を呼び掛ける。

(8) 被災建築物の石綿飛散防止活動

福祉保健対策班は、被災した建築物から石綿が飛散するおそれのあるときは「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に建築物の所有者等に対して飛散防止対策を講じるように助言・指導を行う。

また、石綿が使用されている建築物の解体・補修を行うときは、必要に応じて事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう助言・指導を行う。